

総則・予防計画編

第1款 総 則

第 1 章 地域防災計画の方針

1 目 的

相模原市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき相模原市防災会議が作成する計画であり、市域に係る災害対策に関し、その防災活動の効果的な実施を図り、災害を防除し、又は被害を最小限度に軽減し、もって地域社会の安全及び市民福祉の確保を図ることを目的とする。

なお、対象とする災害は、災害対策基本法第 2 条の規定による暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑り等の異常な自然現象、大規模な火事や爆発のほか、放射性物質の大量放出等とする。

2 基本理念

災害対策基本法第 2 条の 2 及び相模原市防災条例（平成 26 年相模原市条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき、災害対策の基本理念は次のとおりとする。

- （1）地域の自然特性、人口、産業等の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定し、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- （2）国、県、市及び公共機関等は、適切な役割分担や相互連携を行うこと。また、住民自らの防災活動、自主防災組織等の地域の自発的な防災活動を促進すること。
- （3）災害に備えた対策を適切に組み合わせ、一体的に講ずること。また、科学的知見や過去の災害の教訓を踏まえ、絶えず改善を図ること。
- （4）災害の発生直後や情報収集が困難な場合にも、できる限りの確に状況を把握し、住民の生命を守ることを優先した人材、物資等の適切な配分を行うこと。
- （5）被災者の主体的な取組を促進しつつ、被災者の特性や事情等を踏まえた適切な支援を行うこと。
- （6）災害発生時は、速やかに、施設の復旧、被災者の援護、災害復興を行うこと。
- （7）男女共同参画の観点から、防災に関する政策決定及び現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災・復興体制の確立を図ること。
- （8）高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者等の災害時要援護者（災害対策基本法第 8 条第 2 項第 15 号に規定する「要配慮者」と同義である。以下同じ。）に配慮した防災・復興体制の確立を図ること。

3 構 成

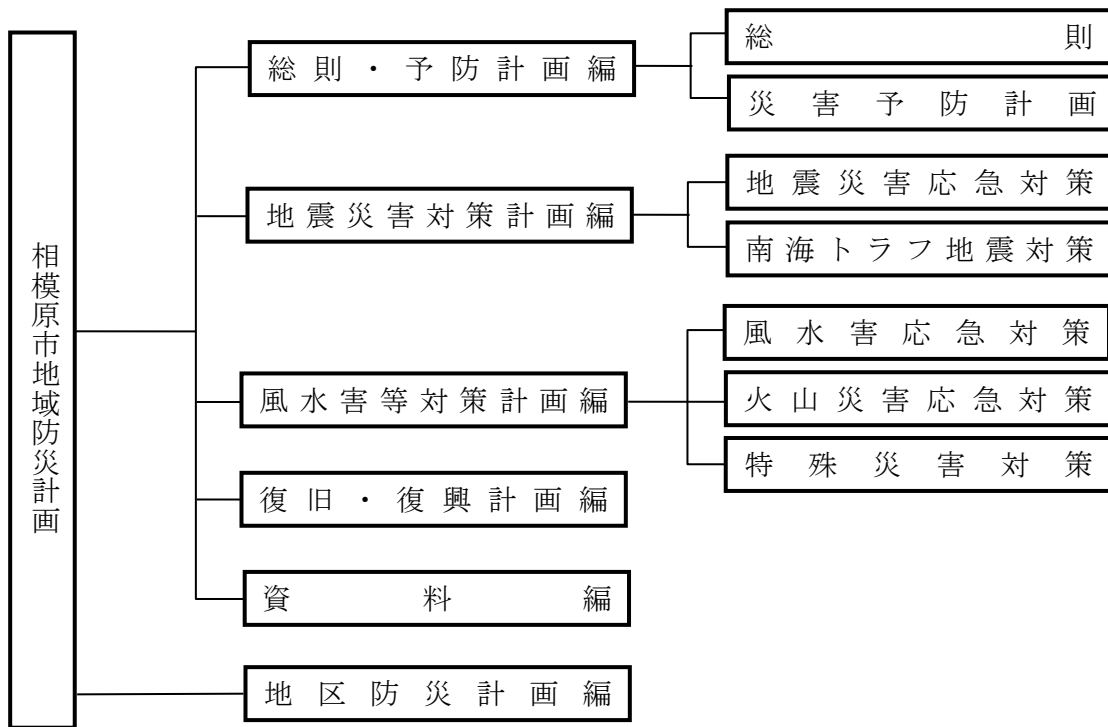
相模原市地域防災計画は、総則・予防計画編、地震災害対策計画編、風水害等対策計画編、復旧・復興計画編、資料編及び地区防災計画編で構成する。

総則・予防計画編においては、災害に強いまちづくりの実現を目指し、事前の対策、役割分担等を示している。地震災害対策計画編及び風水害等対策計画編においては、災害時又は災害発生のおそれのある場合における応急対策の体制・活動規範について、災害事象別に定めている。

復旧・復興計画編においては、本計画で対象とする災害が発生した場合における復旧・復興対策を定めており、これらの災害応急対策や復旧・復興対策を行うに当たり必要な図表、書式、協定等を資料編としてまとめている。

また、地区防災計画編においては、一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が地区の特性や想定される災害等に応じて行う自発的な防災活動に関する防災計画をまとめている。

<相模原市地域防災計画の構成>



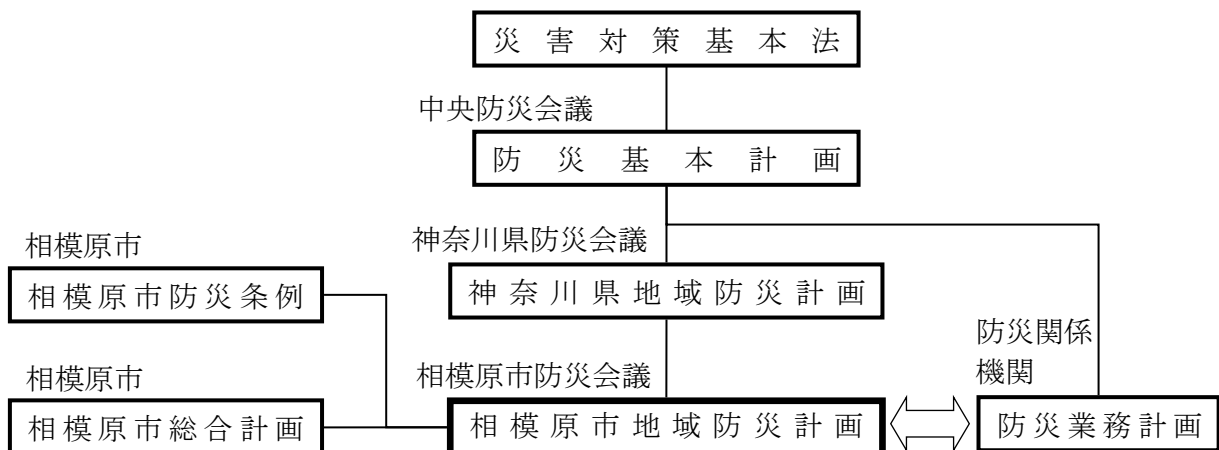
4 相模原市地域防災計画の位置付け

本計画は、相模原市の処理すべき事務又は業務を中心として、市域に係る各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関及び住民等が防災に関し行う事務又は業務を横断的に記載した計画である。

本計画は、災害対策基本法に基づいて定められる国（中央防災会議）の防災基本計画、神奈川県地域防災計画、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画（水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画等）及び市域に係る防災関係機関の防災業務計画との整合性及び関連性を有し、また、市の定める相模原市総合計画の基本理念・施策、地域の特性・災害環境を踏まえた地域計画である。

なお、本計画のうち、地震災害対策計画編は、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の基礎となるものである。

<地域防災計画の位置付け>



また、市各部及び防災関係機関等の作成する災害対策に係る細部計画は、本計画の基本方針に整合するとともに、必要に応じて修正を加えるなど、災害時に有効な活動が実施できるよう定められるものである。

その他、本市域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

5 計画の推進

防災会議は、防災に関する調査結果、発生した災害の状況、災害対応及び防災訓練等を通じて防災計画の内容を検証、検討するとともに、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。

また、防災計画等の検討段階から、本市独自の地域・社会特性とともに男女共同参画の考え方や自主防災組織等の多様な主体の視点を反映できるよう、必要な体制を確立するものとする。

6 計画の習熟

市、防災関係機関等は、平素から研究、訓練、その他の方法により、本計画及び本計画に関連する他の計画の習熟に努めなければならない。

第2章 自助・共助・公助の基本及び防災関係機関の 処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 公助の基本

1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、防災の第一次的責任を有し、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、消防組織の整備、自主防災組織等の充実を図るとともに、住民の自発的な防災活動を促進し、市内のあらゆる防災機能を十分に発揮するように努める。

その他、ボランティアによる防災活動の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

2 神奈川県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

市内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 自助・共助の基本

1 市民の役割

相模原市防災条例第7条の規定により、市民は、災害が発生した場合において自己及び家族の安全を確保するため、必要な備えをするよう努めるとともに、必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。また、災害が発生した場合において地域とりわけ近隣世帯が相互に協力し防災対策を円滑に行うため、日頃から自主防災組織の活動に参加するよう努めるとともに、市が行う防災対策に協力するよう努めなければならない。

- (1) 「自らの身は自ら守る（自助）」及び「自分たちのまちは自分たちで守る（共助）」という意識を持ち、防災訓練や地域の活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルール作りを進め、災害に強い市民と地域を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居又は所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、3日分以上の食料、飲料水、生活必需物資等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組に努める。また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信するよう努める。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地域とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出救助、応急手当等に努めるとともに、避難時には、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地域の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組に努める。
- (5) その他、県、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地域内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区の防災に係る方針の策定や防災マップの確認、防災活動用資機材の整備、点検に努める。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地域住民の参加、地域企業との連携の促進等、地域全体の防災力を向上させる取組に努める。
- (3) 災害時には、情報の収集及び伝達、救出、応急手当、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等に努める。

3 事業者の役割

相模原市防災条例第8条の規定により、事業者は、災害が発生した場合において従業員、来所者等の安全の確保及び事業活動の迅速な回復を図るため、必要な備えをするよう努めるとともに、必要な研修、訓練等を実施するよう努めなければならない。また、地域社会の一員として、市民及び自主防災組織との連携に努めるとともに、市が行う防災対策に協力するよう努めなければならない。

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火・救出救助等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地域住民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加する等、地域の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地域住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。
- (4) 災害発生時においても、事業者の業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努め、また、BCP等に従業員等の待機及び帰宅の方針を定め、従業員等に周知するよう努める。
- (5) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者は、災害時にも事業活動を継続し、市の防災活動への協力に努める。

4 中高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物及び設備の耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベータや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支障対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支障対策を実施するよう努める。

5 防災市民連絡会議の役割

防災対策の推進体制の確立に資するため、災害対応における自助・共助の考え方を中心とした防災知識の周知及び日頃から防災の取組を行う各種団体相互の情報交換を行い、市民等及び事業者の関心及び理解を深め、団体の会員等に周知するよう努める。

6 防災週間の活用

防災対策への関心及び理解を深める取組が市民等及び事業者に広く周知されるよう、災害に備えた自主的な防災活動の普及のため、防災について話し合い、確認する期間として市独自に防災週間（7月第1土曜日から1週間）を設けるものとする。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関係がある各機関の実施責任及び所掌事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

なお、本計画における法人名の記載に当たっては、協定に法人名が記載されている場合を除き、(株)、(一社)等、略語を使用するものとする。

1 市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する調査、研究
- (3) 防災組織の整備
- (4) 防災施設及び設備の整備、点検
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 自助・共助に関する市民の意識の啓発、防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施
- (7) 市域の公共的団体及び自主防災組織の育成指導並びに市民・事業者等の自助及び共助の取組への支援
- (8) 都市防災対策の推進
- (9) 緊急輸送の確保
- (10) 消防、水防活動、その他の応急措置
- (11) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (12) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令及び避難誘導
- (13) 被災者に対する救助及び救護措置
- (14) 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策
- (15) 災害に関する広報の実施
- (16) 被災施設の復旧
- (17) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の事前対策
- (18) 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条による警戒宣言(以下「警戒宣言」という。)が発令された場合の事前対策
- (19) 帰宅困難者対策
- (20) その他、自助及び共助の支援、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

2 神奈川県

- (1) 県央地域県政総合センター
 - ア 災害時における管内県機関に係る応急対策の実施
 - イ 災害時における情報の収集等
 - ウ 県有施設における一時滞在施設の開設に係る連絡調整
- (2) 厚木土木事務所津久井治水センター
 - ア 災害時における管内市域の河川・急傾斜地等の応急措置
 - イ 管内市域の河川・急傾斜地等の被害調査及び復旧
- (3) 企業庁相模原水道営業所・相模原南水道営業所・津久井水道営業所・谷ヶ原浄水場
 - ア 災害時における応急飲料水の確保
 - イ 被災水道施設の調査及び復旧
- (4) 相模原市警察部
 - 市災害対策本部への派遣、市内各警察署との連携調整等
- (5) 相模原警察署・相模原南警察署・相模原北警察署・津久井警察署
 - 災害時における警備・交通対策、各区本部との連携
- (6) 流域下水道整備事務所
 - 市域の流域下水道施設(管きょ)の被害調査及び復旧

3 指定地方行政機関

国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定する機関（災害対策基本法第2条第4号）の業務は次のとおりとする。

- (1) 関東農政局神奈川県拠点
 - ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関する業務
 - イ 応急用食料等の支援に関する業務
 - ウ 食品の需給・価格動向等に関する業務
- (2) 関東森林管理局（東京神奈川森林管理署）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
 - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (3) 相模原労働基準監督署
 - 工場・事業場における労働災害の防止
- (4) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
 - 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整
- (5) 関東地方整備局（相武国道事務所）
 - ア 災害時における交通の確保
 - イ 災害時における応急工事
 - ウ 災害復旧工事の施工
 - エ 再度災害防止工事の施工
- (6) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
 - エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (7) 関東財務局（横浜財務事務所）
 - ア 災害発生時（災害が発生する蓋然性が高い場合も含む。）における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付け等
 - イ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
 - ウ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会い
 - エ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付け
- (8) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（MIC－TEAM）による早期復旧に向けた技術的助言等の災害対応支援
 - ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (9) 相模原公共職業安定所
 - ア 応急救助、応急復旧に要する労働力のあっせん対策
 - イ 被災者の就労あっせん対策
- (10) 国土地理院関東地方測量部
 - ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供
 - イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
 - ウ 地殻変動の監視

4 指定公共機関

電気、通信、輸送その他の公益事業を営む法人等で、内閣総理大臣が指定する機関（災害対策基本法第2条第5号）の業務は次のとおりとする。

- (1) 日本銀行（横浜支店）
 - ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
 - イ 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
 - オ 各種措置に関する広報
- (2) 日本郵便（株）（相模原郵便局、橋本郵便局、座間郵便局、津久井郵便局、相模湖郵便局、吉野郵便局）
 - ア 災害時における郵便物の送達の確保
 - イ 救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
 - ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - エ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除
 - オ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い
 - カ 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害応急融資
- (3) 東日本旅客鉄道（株）（横浜支社、八王子支社）、日本貨物鉄道（株）（関東支社）
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
 - オ 乗客等の帰宅困難者対策
- (4) 東日本電信電話（株）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ
 - ア 電気通信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取扱い
 - ウ 電気通信施設の被災調査及び災害復旧
- (5) KDDI（株）
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通
- (6) ソフトバンク（株）
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通
- (7) 楽天モバイル（株）
 - ア 電気通信施設の整備及び保全
 - イ 災害時における電気通信の疎通
- (8) 日本通運（株）、福山通運（株）、佐川急便（株）、ヤマト運輸（株）、西濃運輸（株）
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (9) （株）イトーヨーカ堂、イオン（株）、（株）セブン-イレブン・ジャパン、（株）ローソン、（株）ファミリーマート
 - ア 災害時における生活必需物資の調達
 - イ 生活必需物資の確保
- (10) 東京電力パワーグリッド（株）（相模原支社）
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧

- (1 1) 東京ガスネットワーク（株）
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (1 2) 日本赤十字社（神奈川県支部）
 - ア 医療救護
 - イ こころのケア
 - ウ 救援物資の備蓄及び配分
 - エ 血液製剤の供給
 - オ 義援金の受付及び配分
 - カ その他応急対応に必要な業務
- (1 3) 日本放送協会（横浜放送局）
 - ア 気象予報、警報等の放送周知
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安
- (1 4) 中日本高速道路（株）（八王子支社）
 - ア 道路の耐震整備
 - イ 災害時の応急復旧
 - ウ 道路の災害復旧
- (1 5) (独) 国立病院機構（相模原病院）
 - ア 初期災害医療班等の編成及び派遣
 - イ 災害時における被災患者の搬送及び受入れ

5 指定地方公共機関

土地改良区その他の公共的施設の管理者及び県域において輸送、通信その他の公益事業を営む法人で、知事が指定する機関（災害対策基本法第2条第6号）の業務は次のとおりとする。

- (1) 小田急電鉄（株）、京王電鉄（株）
 - ア 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
 - オ 乗客等の帰宅困難者対策
- (2) 神奈川中央交通（株）（相模原営業所）
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (3) (一社) 神奈川県トラック協会
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (4) 土地改良区（相模川左岸土地改良区、相模川西部土地改良区）
 - ア 土地改良施設の整備
 - イ 農地湛水の防排除活動
 - ウ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧
- (5) (公社) 神奈川県医師会（(一社) 相模原市医師会）、(一社) 神奈川県歯科医師会（(公社) 相模原市歯科医師会）、(公社) 神奈川県薬剤師会（(公社) 相模原市薬剤師会）、(公社) 神奈川県看護協会（相模原支部）
 - ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供
- (6) (株) アール・エフ・ラジオ日本、(株) テレビ神奈川、横浜エフエム放送（株）
 - ア 気象予報、警報等の放送の周知
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安

- (7) (公社) 神奈川県LPガス協会 (相模原支部、津久井支部)
市が行う防災対策への協力
- (8) (株) ジェイコム湘南・神奈川
災害情報等の放送

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 相模原商工会議所、城山商工会、津久井商工会、相模湖商工会、藤野商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (2) 相模原市農業協同組合、神奈川つくい農業協同組合
 - ア 市が行う被害調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物及び家畜災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - エ 被災農家に対する融資あっせん
- (3) (公社) 相模原市防災協会
市が行う防災対策への協力
- (4) (一社) 相模原市建設業協会、相模原市津久井地区建設業連絡協議会
市が行う防災対策への協力
- (5) 相模原市電設協会
市が行う防災対策への協力
- (6) 県北管工事協同組合、相模原市管工事設備協同組合、津久井管工事協同組合、相模原市管工事協会
市が行う防災対策への協力
- (7) 相模原造園協同組合
市が行う防災対策への協力
- (8) 神奈川県震災建築物応急危険度判定士会相模原支部
市が行う防災対策への協力
- (9) 相模原市生活協同組合運営協議会
市が行う防災対策への協力
- (10) 相模原市防災設備協同組合
市が行う防災対策への協力
- (11) 金融機関
被災事業者等に対する資金融資
- (12) (公社) 神奈川県柔道整復師会相模支部
応急手当等に関する協力
- (13) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - イ 災害時に入院患者等の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の受入れ及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (14) (公社) 相模原市病院協会
災害時の保健医療救護活動の協力
- (15) (一社) 相模原市獣医師会
災害時の犬猫等の救護の協力
- (16) (学) 麻布獣医学園
被災し負傷した所有者不明の犬猫等の救護の協力
- (17) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導

- (18) (福) 相模原市社会福祉協議会、相模原災害ボランティアネットワーク
 - ア 災害時要援護者の支援
 - イ 災害時におけるボランティア活動の支援
- (19) 学校法人
 - ア 避難施設の整備、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における生徒等の保護
 - ウ 災害時の応急教育対策計画の確立と実施
- (20) 危険物施設、火薬類施設、高圧ガス施設及び液化石油ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防災教育の実施
- (21) (株) エフエムさがみ、(株) ジェイコム湘南・神奈川
災害情報等の放送
- (22) 相模原市印刷広告協同組合
広報活動への協力
- (23) (公財) 神奈川県下水道公社
市域の流域下水道施設（ポンプ場）の被害調査
- (24) さがみはら津久井森林組合
 - ア 市が行う防災対策への協力
 - イ 被災組合員への融資、あっせん
- (25) 京王バス（株）、富士急バス（株）
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (26) 一時滞在施設の管理者（公共施設の指定管理施設にあっては、指定管理者）
 - ア 一時滞在施設の開設、運営の協力
 - イ 帰宅困難者の支援への協力
- (27) 神奈川県土地改良事業団体連合会
 - ア 農地及び農業用施設の被害状況調査及び緊急措置、応急復旧に係る助言等
 - イ 農地及び農業用施設の災害査定設計業務
- (28) (公社) 日本下水道管路管理業協会
市が行う防災対策への協力

7 自衛隊

- (1) 防災関係資料の基礎調査
- (2) 自衛隊の災害派遣に関する計画の作成
- (3) 防災に関する訓練への参加・支援
- (4) 災害派遣による応急救護、応急復旧等の実施
- (5) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

8 在日米軍

県への要請又は覚書等に基づく要請により、災害救援活動及び災害対応準備活動並びに消防援助活動の実施

第3章 市の概要

本市は、首都東京から40km圏内の神奈川県北西部に位置し、市域は、相模川と境川に挟まれた平野部から丹沢山地までに広がり、東西35.6km、南北22.0kmで、面積は328.91km²である。市の北部から東部にかけては東京都檜原村、八王子市、町田市に接し、西部は山北町、山梨県上野原市、道志村に、南部は清川村、愛川町、厚木市、大和市、座間市に接している。

市役所の位置	東経：139度22分26秒
	北緯：35度34分16秒
	海拔：124.21m

第1節 自然的条件

1 地 形

本市は神奈川県の北西部に位置し、緑区城山地区を境にして西の主に山地が分布する地域と、東の主に台地からなる地域に大別される。

本市東部には、多摩丘陵と相模低地に挟まれた相模原台地が広がっている。北東境の多摩丘陵との間には境川、南西側の相模低地には相模川が流れている。相模原台地は、南北に伸びる台地で、緩やかな起伏を伴って南に傾斜をしている。台地は、数段の平坦面（段丘）で構成されており、その境は比高（平坦面同士の高度差）数mの傾斜地（段丘崖）となっている。また、台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流下する。

本市西部には山地が広がっており、山地を刻む河川としては、相模川のほか、道志川、秋山川、早戸川、串川等がある。これらの河川に沿って細長く段丘や低地が分布する。山地は急峻^{きゅうしゅん}であり、蛭ヶ岳（1,673m）など1,000mを超える山もある。

相模原市を構成する地形とその特徴は次のとおりである。

（1）山地・扇状地、山麓堆積地形

相模川より北側の山地は小仏^{こぼけ}山地と呼ばれ、中生代白亜紀（6,500万年前以前）に海で堆積した土砂が固結し、隆起した場所である。相模川南側の丹沢山地は新第三紀（2,350万年前～175万年前）の海底火山活動の堆積物からなる。いずれも急峻^{きゅうしゅん}であり、土砂災害警戒区域等が分布している。

山地のへりには崩れてきた土砂が堆積してできた扇状地、山麓堆積地形といった比較的平らかな斜面がある。

これらの地域には人工的に造成した土地もある。

（2）台 地

相模原台地は、上段^{うわだん}、中段^{なかだん}、下段^{しただん}と称される段丘面に区分される。各段丘面の間及び台地と低地の間には段丘崖がある。この段丘崖はかつての川岸であったところである。

ア 上 段^{うわだん}

本市東部の北東側を占め、地形学上、「相模原面」と呼ばれる。北から南に向かって低くなり、標高は橋本で約140m、麻溝台で約90mである。約5～5.5万年前に相模川から運ばれた砂礫^{されき}で構成され、その上に10m以上の厚さで関東ローム層が覆っている。なお、相模原面には非常に浅い谷地形が見られるところがある。これらは、現在の地図では等高線にも谷として表現されにくい凹地であるが、周囲より低く水が集まりやすい地形である。本市西部においても山地のへりに上段^{うわだん}に当たる段丘面が散在して分布している。

イ 中 段

本市東部の相模川に比較的近い位置にあり、地形学上、「田名原面」と呼ばれる。約2.6～2.8万年前に相模川が相模原面を侵食して形成した平坦面であり、数m以上の厚さで関東ローム層が覆っている。本市西部においても相模川等の各河川に沿って分布している。

ウ 下 段

田名南部から当麻西部の狭い範囲を占め、「陽原面」^{みなはら}と呼ばれる。約2万年前に相模川が相模原面を侵食して形成した平坦面であり、数m以上の厚さで関東ローム層が覆っている。

(3) 谷底平野

本市東部の台地には、道保川、鳩川、姥川、八瀬川といった小河川が流下している。これらの河川沿いは谷底平野と呼ばれ、周囲の段丘面よりやや低い地形がある。麻溝台から磯部にかけて、河川は流下していないが台地を侵食して形成された谷底平野が分布している。また、境川沿いにも谷底平野が分布する。これらの谷底平野は、河川が蛇行していることや周囲から低いことにより水が溜まりやすく、低湿な土地である。表層部は主に約1万年前以降に堆積した軟弱な砂や泥で構成されている。関東ローム層が薄く載る所もある。

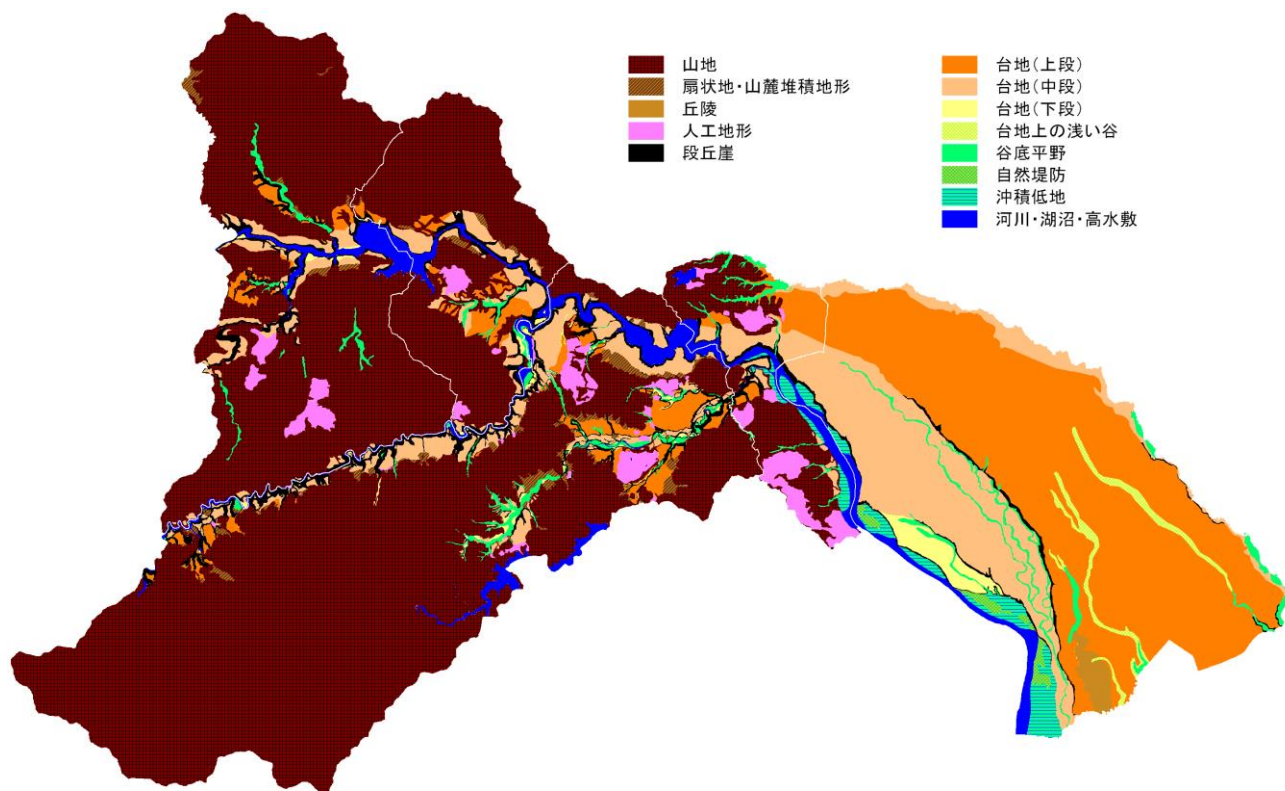
本市西部の串川や沢井川等の山間を流れる河川沿いにも谷底平野が分布する。この地域の河川は比較的流れが速いため、これまで目立った浸水被害は知られていない。

(4) 自然堤防

低地のなかの微高地で、河川によって運搬された土砂が堆積した列状の土地である。低地面より数十cm～1m程度高く、周囲の沖積低地よりは浸水しにくい土地であるため、古くから集落が立地している。相模川沿いの磯部や、当麻中原、田名久所等がこれに当たる。表層部は約1万年前以降に堆積した砂が多くなっている。関東ローム層が薄く載る所もある。

(5) 沖積低地

相模川沿いの低地である。かつては、相模川が氾濫したときに浸水する土地であったが、現在はその危険性は低い。ただし、内水氾濫が発生しやすい土地である。主に、水田等に利用されている。表層部は主に約1万年前以降に堆積した軟弱な砂や泥で構成されている。関東ローム層が薄く載る所もある。



相模原市域の地形分類図

2 地 質

相模原市を構成する地質は、緑区のうち山地が分布する範囲の相模川上流及び支川の道志川・秋山川・沢井川・串川流域は、小仏^{こぼとけ}層群、丹沢^{たんざわ}層群等の基盤岩類で構成されるほか、河岸段丘分布域では第四紀更新統の寸沢嵐^{す、わらしれきそう}礫層、大沢^{れきそう}礫層等の段丘堆積物が分布し、その上位に関東ローム層が堆積している。また、相模原台地では基盤として上総層群、その上に、下位から相模層群、段丘堆積物である相模野^{れきそう}礫層、田名原^{れきそう}礫層、陽原^{みなはられきそう}礫層、さらにその上位に関東ローム層がそれぞれ不整合に堆積している。なお、低地には沖積層が堆積している。

3 気 候

市内の気候は、寒暖の差があまり大きくなく、夏に雨が多く、冬は乾燥する。令和5年の気候（消防局管内設置観測所の観測値）は、最高気温39.2℃（消防指令センター、津久井消防署）、最低気温－6.3℃（津久井消防署）で、年平均気温は17.4℃（消防指令センター）及び17.6℃（津久井消防署）であった。また、年間降水量は1,455.5mm（消防指令センター）及び1,288.5mm（津久井消防署）であった。

消防指令センター（中央区中央）では令和元年10月12日に361.5mm、また鳥屋出張所では同日に713.0mmを観測している。

また、平成26年2月14日から15日までの降雪では、消防指令センターで56cm、緑区の中山間地の一部で100cmを超える積雪を観測している。

第2節 社会的条件

1 人 口

本市の人口は、昭和29年11月の市制施行当時は約8万人であったが、昭和42年に人口20万人、昭和46年に30万人、昭和52年に40万人、昭和62年に50万人、平成12年に60万人に達し、その後、津久井地域との合併を経て、平成19年に70万人を超えた。

令和2年国勢調査を基礎とした令和6年1月1日現在の推計人口は、724,774人、345,319世帯となっている。年齢別では、年少人口（15歳未満）が11.0%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が62.1%、高齢人口（65歳以上）が26.9%となっている。

また、住民基本台帳に記載されている外国人住民は18,708人であり、市域人口の2.6%を占める。

令和2年国勢調査における市内の昼夜間人口比は88.9%で、昼間人口は夜間人口よりも1割以上少ない。

2 交 通

(1) 道 路

一般国道は、横浜市の桜木町を起終点とする国道16号と、東京都中央区を起点とし塩尻市を終点とする国道20号、平塚を起点とし緑区橋本を終点とする国道129号、平塚市を起点とし緑区吉野を終点とする国道412号及び富士吉田を起点とし緑区西橋本を終点とする国道413号の5路線である。

令和6年3月31日現在、主要地方道及び一般県道は31路線で総延長約190km、市道は10,865路線で総延長約2,195kmである。

高速道路は、中央自動車道（中央道）と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が通過している。中央道の市内延長は約9.9kmで、相模湖インターチェンジと相模湖東出口が国道20号に接続する。また、圏央道の市内延長は約9kmで、南区の当麻地区の相模原愛川インターチェンジが国道129号及び県道52号（相模原町田）に接続し、緑区の小倉地区の相模原インターチェンジが県道510号（長竹川尻）に接続する。

(2) 鉄 道

市内には、首都圏の環状交通軸であるJR横浜線、放射交通軸である小田急線（小田原線・江ノ島線）及び京王相模原線、県央地区の南北交通軸であるJR相模線、そしてJR中央本線の6路線があり、17の駅が設置されている。

第4章 被害想定

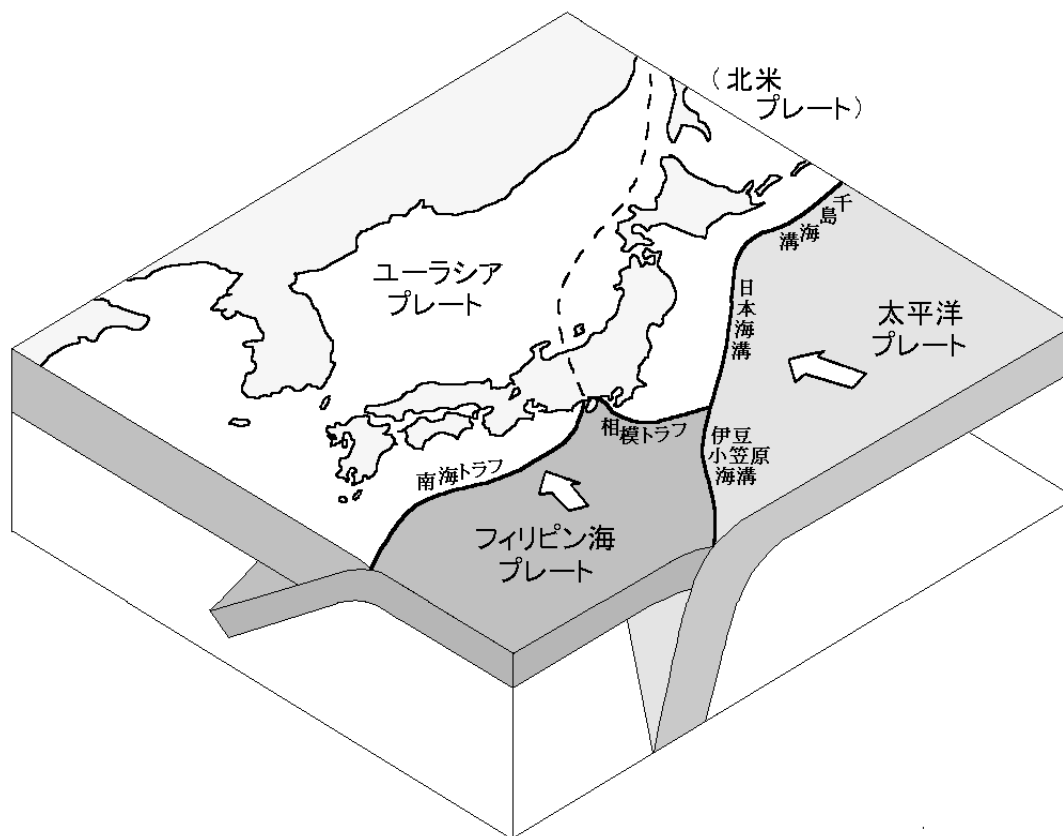
第1節 本市周辺の地震発生環境

1 本市の警戒すべき地震

相模原市を中心とする関東地方の地質構造、活断層の分布、地震の発生状況等の調査結果から、相模原市に被害を及ぼすおそれのある地震は、次表のとおりである。

＜相模原市に影響を及ぼす地震＞

地震の タイプ	発生場所	地震の規模、発生確率等	相模原市への影響
活断層による直下型地震	国府津－松田断層帯	相模トラフ地震の分岐断層と見られる。	百年以上後に、震度 6 強程度
プレート境界の海溝型の地震	相模トラフ（1923 年関東地震の再来）	マグニチュード 8 程度（中長期的な対策の対象）	
	駿河トラフ（東海地震）、南海トラフ	マグニチュード 8 程度切迫性がある。	近い将来、震度 5 強程度
南関東直下の地震	海側と陸側のプレートの境界面	マグニチュード 7 程度ある程度の切迫性がある。	北関東で発生する可能性
	海側プレート内部		東京都以北で発生する可能性
	地表から浅い場所		どこで起きるか分からないが直下で起これば震度 6 強程度



＜プレート構造分布図（（独）防災科学技術研究所）＞

中央防災会議の検討結果（２０１３）によれば、南関東直下の地震は、いずれの地域で発生するかは不明であるが、浅い場所で起こる地震は、モーメントマグニチュード６．８（マグニチュード７．１程度）の地震が５ｋｍ以上の深さで発生する可能性がある。また、フィリピン海プレート上面で発生する地震については、そこで発生した関東地震から十分なひずみが蓄積される時間がたっていないため、南関東地域での発生の可能性は考えていない。フィリピン海プレート内で発生する地震については大規模な地震が発生する可能性は１５ｋｍよりも浅い場所やプレートが十分な厚さを持たない場所では発生する可能性がないものと考え、東京都から埼玉・茨城県にかけての直下でモーメントマグニチュード７．３の地震が発生する可能性があるものとしている。

駿河湾で発生することが懸念されている東海地震及び駿河湾から四国沖にかけて発生する可能性がある南海トラフの地震は、切迫性があるものとして、国の観測態勢が強められているが、本市域では震度６弱には達しないものと予測される。

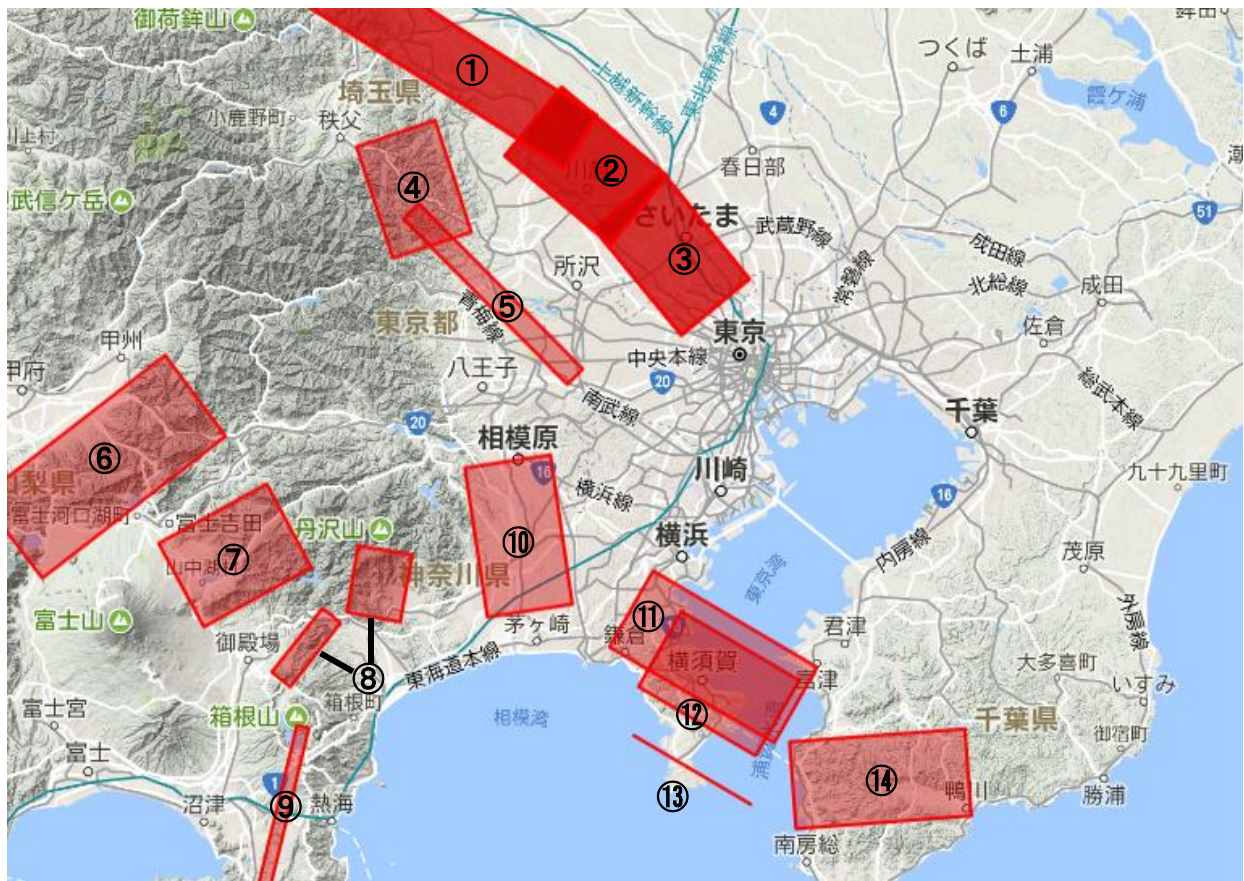
また、神縄・国府津－松田断層は中央防災会議の検討結果（２０１３）によれば、関東地震タイプの相模トラフの分岐断層として、個別の検討対象から除外されている。

２ 本市近傍の活断層の分布

相模原市の周辺には次ページ図（活断層分布図）に示すような活断層が分布する。地震が発生する可能性のある活断層については、神奈川県及び国（地震調査研究推進本部）で調査が進められており、その結果、下表のように評価結果がまとめられる。

＜本市周辺の活断層の評価＞

断 層 名	活 断 層 の 評 価
立川断層帯	平均活動間隔は約１万～１万５千年、最新の地震は１万３千年前～２万年前。今後３０年間に地震が発生する可能性はわが国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。
伊勢原断層	平均活動間隔は４千年～６千年程度で、地震発生の可能性は低い。
渋沢断層・秦野断層	平均活動間隔は不明だが、約１万７千年前に活動しており、今後も活動する可能性あり。神縄・国府津－松田断層帯の活動に付随して活動する可能性もある。
三浦半島断層群	詳細は不明であるが、今後３０年間に地震が発生する可能性がわが国の主な活断層の中では高いグループに属する。



- | | | |
|------------------|---------------------|----------------|
| ① 深谷断層帯 | ② 綾瀬川断層鴻巣－伊奈区間 | ③ 綾瀬川断層伊奈－川口区間 |
| ④ 越生断層 | ⑤ 立川断層帯 | ⑥ 曾根丘陵断層帯 |
| ⑦ 塩沢断層帯 | ⑧ 平山-松田北断層帯 | ⑨ 北伊豆断層帯 |
| ⑩ 伊勢原断層 | ⑪ 三浦半島断層群主部衣笠・北武断層帯 | |
| ⑫ 三浦半島断層群主部武山断層帯 | ⑬ 三浦半島断層群南部 | ⑭ 鴨川低地断層帯 |

＜南関東付近の主要活断層帯＞

((独) 防災科学技術研究所「J-SHIS MAP」の想定地震地図に加筆)

第2節 地震被害の想定

平成26年度に「相模原市防災アセスメント調査」を実施し、「東部直下地震」「西部直下地震」及び「大正関東タイプ地震」に関する本市域の地震被害予測を実施した。また、神奈川県では、平成25年度から26年度までにかけて、「東海地震」「都心南部直下地震」など本市に影響を与える地震として示した地震被害予測を実施している。

1 想定地震の設定条件及び被害の概要

各想定地震の設定条件及び被害の概要は次表のとおりである。被害数量は、調査年次当時の社会条件を基に予測されたものである。このうち、今後100年以内に発生する可能性が少ない南関東地震を除き、被害量の大きい「直下型地震」を本市の防災体制整備の目標となる想定地震と位置付ける。

＜各想定地震の設定条件＞

想定地震		直下型の地震		大正関東 タイプ	東海地震	都心南部 直下地震
		相模原市東部	相模原市西部			
調査年次		平成 26 年 5 月 相模原市防災アセスメント調査			平成 27 年 3 月 神奈川県地震被害想定調査	
設 定	マグニチュード	7.1	7.1	8 クラス	8.0	7.3
	震 源	本市の東部 地域直下	本市の西部 地域直下	相模トラフ	駿河湾	都心南部直下
	ケ ー ス	冬 2 時・夏 12 時・冬 18 時、風 3m/s			冬 5 時・夏 12 時・冬 18 時	
結 果	震 度	5 強～6 強	5 強～6 強	5 弱～6 強	4～5 強	5 弱～6 強
	大破（全壊） 建 物（棟）	約 8,000	約 3,600	約 1,300	0	6,720
	出 火（件）	約 20 ^{（※1）}	約 5 ^{（※1）}	0 ^{（※1）}	0 ^{（※1）}	40 ^{（※1）}
	焼 失（棟）	約 1,400 ^{（※1）}	約 200 ^{（※1）}	0 ^{（※1）}	0 ^{（※1）}	4,530 ^{（※1）}
	避 難（人）	約 61,000	約 39,000	約 28,400	10 ^{（※4）}	85,980 ^{（※4）}
		約 41,000 ^{（※2）}	約 30,000 ^{（※2）}	約 24,000 ^{（※2）}		
	死 者（人）	約 500 ^{（※3）}	約 200 ^{（※3）}	約 100 ^{（※3）}	0 ^{（※5）}	390 ^{（※5）}
負傷者（人）	約 4,400 ^{（※3）}	約 2,800 ^{（※3）}	約 1,500 ^{（※3）}	50 ^{（※5）}	6,450 ^{（※5）}	
主な被害域の 広がり		南区、中央区及び 緑区の中央区寄 りで震度が大き い	緑区の中央区寄 りで震度が大き い	南区の一部で震 度が大きい	静岡県を中心 とする東海地 方から神奈川 県西部一帯	都心南部から 神奈川県中東 部

（※1）出火件数は冬18時の場合

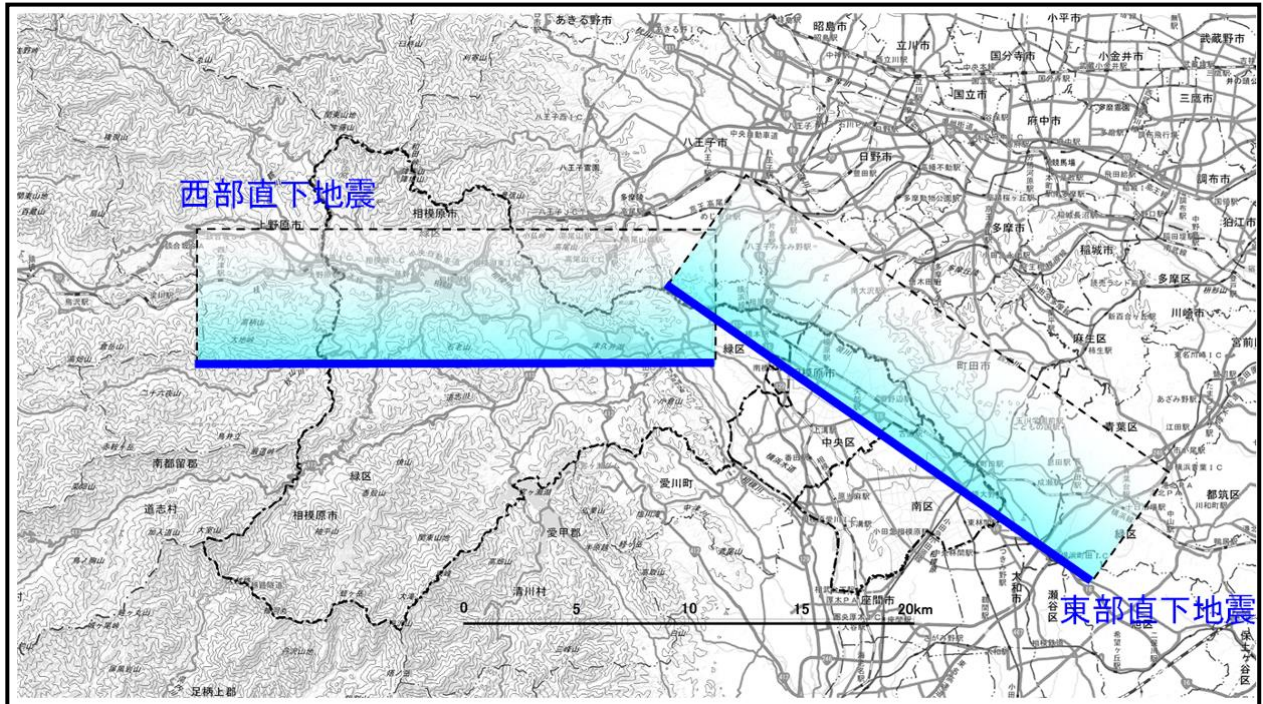
（※2）冬18時の場合の避難所への避難者数のうち、住家被害はないが、断水により避難する人数
避難者数は、ピークとなる発災から1週間程度の想定

（※3）冬の深夜2時の場合

（※4）1日後の避難所への避難者数

（※5）冬の早朝5時の場合

<想定地震（直下型）の震源域>



2 アセスメントによる被害想定

国における首都直下地震の新たな被害想定の見解や近年の災害履歴等に基づき、本市の地震被害想定である、「相模原市防災アセスメント調査」を更新（平成26年5月）した。

（1）想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

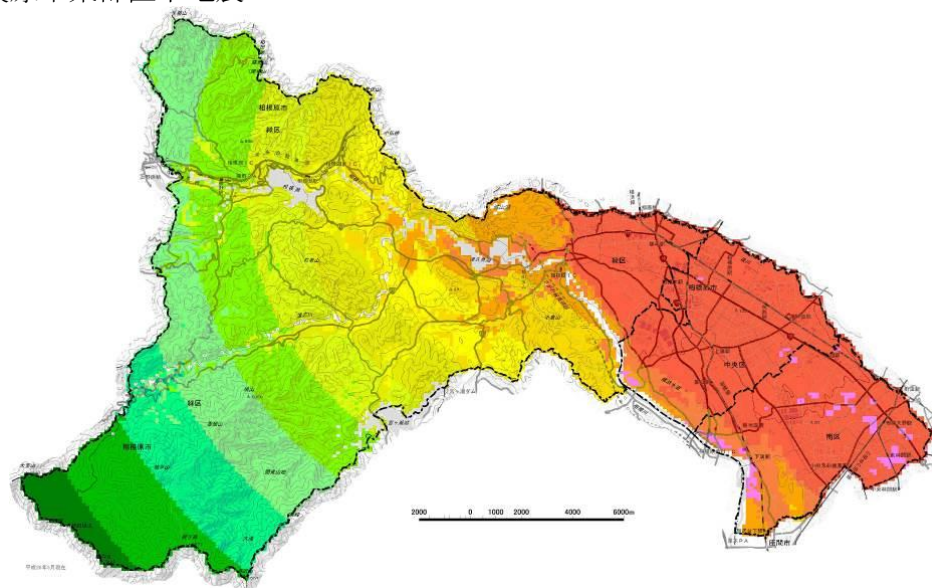
想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの地震
条件	季節・時刻	①夏12時 ②冬18時 ③冬深夜2時
	天候	晴れ、風速3m/s

（2）地震動・液状化

地震動予測結果は、次のとおりである。

なお、液状化は、いずれの地震においても相模川沿岸の低地部で危険性があると予測された。

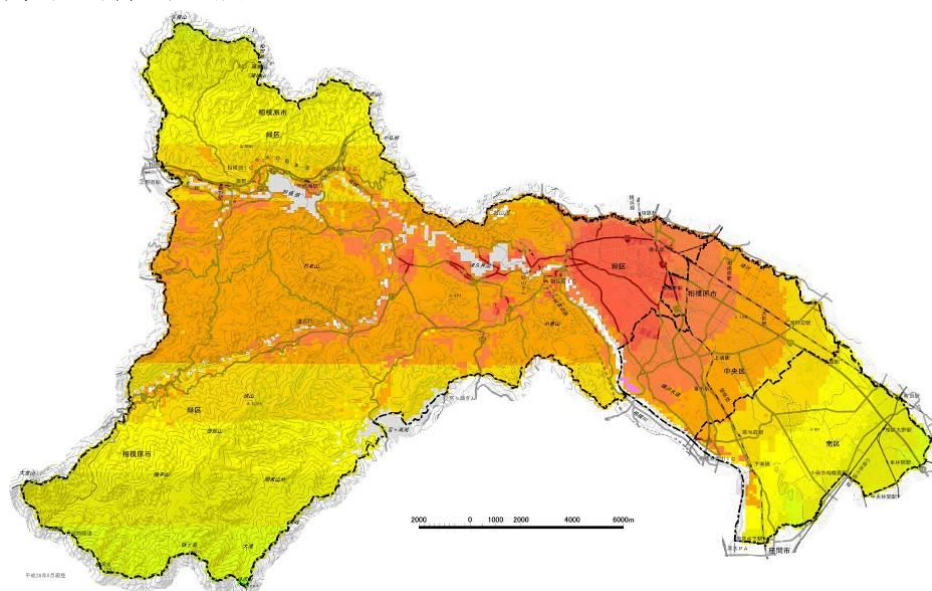
ア 相模原市東部直下地震



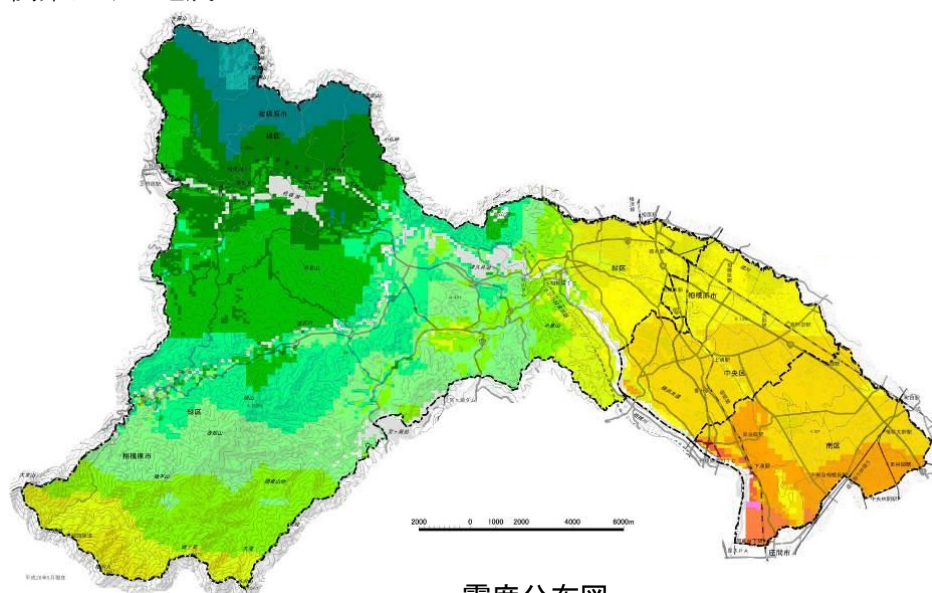
計測震度

- 震度5弱(4.7)
- 震度5弱(4.8)
- 震度5弱(4.9)
- 震度5強(5.0)
- 震度5強(5.1)
- 震度5強(5.2)
- 震度5強(5.3)
- 震度5強(5.4)
- 震度6弱(5.5)
- 震度6弱(5.6)
- 震度6弱(5.7)
- 震度6弱(5.8)
- 震度6弱(5.9)
- 震度6強(6.0)
- 震度6強(6.1)
- 震度6強(6.2)
- 震度6強(6.3)

イ 相模原市西部直下地震



ウ 大正関東タイプ地震



震度分布図

(3) 建物被害・地震火災

建物被害及び地震火災の予測結果は、次のとおりである。

想定条件	区名	建物総数	全 壊	焼 失	大規模半壊	半 壊	全壊・焼失
東部直下地震 夏 12 時・冬 2 時 延焼出火なし	中央区	62,987	3,004	0	49	9,254	3,004
	南区	61,172	3,268	0	89	9,598	3,268
	緑区	54,014	1,693	0	10	6,285	1,693
	全市	178,173	7,964	0	148	25,137	7,964
東部直下地震 冬 18 時 延焼出火 23 件	中央区	62,987	3,004	481	49	9,175	3,484
	南区	61,172	3,268	646	89	9,480	3,914
	緑区	54,014	1,693	238	10	6,249	1,931
	全市	178,173	7,964	1,366	147	24,904	9,329
西部直下地震 夏 12 時・冬 2 時 延焼出火なし	中央区	62,987	1,273	0	49	6,387	1,273
	南区	61,172	253	0	83	2,867	253
	緑区	54,014	2,095	0	10	7,743	2,095
	全市	178,173	3,621	0	142	16,997	3,621
西部直下地震 冬 18 時 延焼出火 4 件	中央区	62,987	1,273	69	49	6,378	1,342
	南区	61,172	253	37	83	2,865	290
	緑区	54,014	2,095	92	10	7,730	2,187
	全市	178,173	3,621	198	142	16,973	3,819
大正関東タイプ地震 延焼出火 なし	中央区	62,987	398	0	33	3,713	398
	南区	61,172	858	0	90	5,453	858
	緑区	54,014	69	0	3	1,106	69
	全市	178,173	1,324	0	126	10,272	1,324

(注) 表中の数値は概数で示されているため、集計が一致しないことがある。

(4) ライフライン被害

電気、上水道、都市ガスの被害は、次のとおりである。

区名	夜間 人口	停電人口率			給水 人口	断水人口率			都市ガス 供給域内 人口	供給停止人口率		
		1 日後	3 日後	1 週間後		1 日後	1 週間後	1 か月後		1 日後	1 週間後	1 か月後
東部直下地震												
中央区	266, 988	72%	31%	3%	266, 007	81%	63%	14%	265, 912	100%	98%	61%
南区	274, 364	72%	32%	3%	270, 899	81%	64%	14%	270, 807	100%	98%	62%
緑区	176, 192	62%	25%	2%	172, 185	71%	53%	11%	97, 972	100%	98%	62%
全体	717, 544	69%	30%	3%	709, 091	79%	61%	13%	634, 691	100%	98%	62%
西部直下地震												
中央区	266, 988	59%	20%	1%	266, 007	69%	50%	8%	265, 912	89%	87%	47%
南区	274, 364	37%	9%	0%	270, 899	41%	26%	3%	270, 807	52%	49%	21%
緑区	176, 192	67%	26%	2%	172, 185	77%	58%	11%	97, 972	100%	98%	59%
全体	717, 544	52%	17%	1%	709, 091	60%	43%	7%	634, 691	75%	72%	37%
大正関東タイプ地震												
中央区	266, 988	44%	13%	0%	266, 007	50%	34%	5%	265, 912	64%	62%	29%
南区	274, 364	53%	17%	1%	270, 899	61%	43%	6%	270, 807	78%	76%	39%
緑区	176, 192	28%	6%	0%	172, 185	29%	18%	2%	97, 972	51%	47%	20%
全体	717, 544	43%	13%	1%	709, 091	49%	34%	5%	634, 691	68%	65%	32%

(注 1) 表中の停電域内人口及び停電人口率は、避難等による人口の異動を考慮していない値である。

(注 2) 都市ガスについては、ガス供給体制の^{きょうじんか}強靱化が図られ、平成 26 年の防災アセスメント調査時より、早期の供給再開が可能となっている。

(5) 人的被害

死者、負傷者及び閉込者の予測結果は次のとおりである。

想定条件	区名	人口	死者数	閉込者数	重傷者数	軽傷者数
夏 12 時 (東部直下地震)	中央区	250,817	80	755	136	859
	南区	229,237	92	742	118	728
	緑区	152,321	46	385	93	646
	全市	632,375	219	1,883	347	2,233
冬 2 時 (東部直下地震)	中央区	266,988	185	1,116	224	1,393
	南区	274,364	207	1,226	228	1,366
	緑区	176,192	107	593	147	1,064
	全市	717,544	498	2,935	599	3,823
冬 18 時 (東部直下地震)	中央区	254,983	144	855	143	892
	南区	242,439	163	883	138	832
	緑区	160,521	80	445	94	667
	全市	657,943	386	2,183	375	2,391
夏 12 時 (西部直下地震)	中央区	250,817	33	386	65	534
	南区	229,237	7	78	13	174
	緑区	152,321	57	435	104	727
	全市	632,375	97	899	182	1,435
冬 2 時 (西部直下地震)	中央区	266,988	77	486	98	889
	南区	274,364	15	103	20	342
	緑区	176,192	133	706	177	1,277
	全市	717,544	225	1,295	294	2,507
冬 18 時 (西部直下地震)	中央区	254,983	54	400	65	566
	南区	242,439	11	81	13	206
	緑区	160,521	91	519	111	789
	全市	657,943	156	1,000	189	1,561
夏 12 時 (大正関東タイプ地震)	中央区	250,817	10	113	24	289
	南区	229,237	24	205	35	345
	緑区	152,321	2	26	7	116
	全市	632,375	36	344	66	750
冬 2 時 (大正関東タイプ地震)	中央区	266,988	23	155	33	495
	南区	274,364	53	340	63	688
	緑区	176,192	4	29	7	175
	全市	717,544	80	524	102	1,359
冬 18 時 (大正関東タイプ地震)	中央区	254,983	15	123	22	310
	南区	242,439	35	244	39	411
	緑区	160,521	3	25	5	113
	全市	657,943	53	392	67	834

(注1) 予測結果は概数のため、集計値が一致しない場合がある。

(注2) 「閉込者」は、倒壊建物に閉じ込められて救助を要する者である。

(6) 避難者・応急給水人口

避難者及び応急給水人口の予測結果は次のとおりである。

区名	夜間人口	避難所避難者					応急給水人口		
		当日	1週間後（断水）		1か月後（断水）		当日	1週間後	1か月後
東部直下地震 夏12時・冬2時（延焼火災なし）									
中央区	266,988	8,155	22,762	(15,966)	11,614	(7,537)	207,289	127,728	9,770
南区	274,364	8,894	23,686	(16,274)	12,204	(7,757)	210,805	130,195	10,056
緑区	176,192	4,506	12,511	(8,757)	6,056	(3,803)	117,962	70,053	4,930
全市	717,544	21,554	58,959	(40,997)	29,874	(19,097)	536,056	327,976	24,755
東部直下地震 冬18時（延焼火災あり）									
中央区	266,988	9,063	23,423	(15,870)	12,023	(7,491)	206,047	126,963	9,711
南区	274,364	10,052	24,528	(16,152)	12,724	(7,698)	209,221	129,215	9,979
緑区	176,192	4,908	12,805	(8,715)	6,238	(3,783)	117,417	69,718	4,904
全市	717,544	24,024	60,757	(40,737)	30,985	(18,973)	532,685	325,896	24,595
西部直下地震 夏12時・冬2時（延焼火災なし）									
中央区	266,988	4,177	16,425	(12,944)	6,460	(4,371)	182,354	103,554	5,666
南区	274,364	1,374	8,104	(6,959)	2,475	(1,788)	114,545	55,675	2,318
緑区	176,192	5,377	13,936	(9,456)	6,542	(3,853)	127,236	75,644	4,995
全市	717,544	10,928	38,466	(29,359)	15,477	(10,012)	424,134	234,873	12,979
西部直下地震 冬18時（延焼火災あり）									
中央区	266,988	4,314	16,527	(12,932)	6,524	(4,367)	182,184	103,456	5,660
南区	274,364	1,441	8,157	(6,956)	2,508	(1,788)	114,496	55,651	2,317
緑区	176,192	5,531	14,049	(9,440)	6,612	(3,846)	127,029	75,519	4,986
全市	717,544	11,285	38,733	(29,328)	15,643	(10,001)	423,709	234,626	12,964
大正関東タイプ地震 夏12時・冬18時・冬2時（延焼火災なし）									
中央区	266,988	1,775	10,446	(8,967)	3,535	(2,647)	137,074	71,736	3,432
南区	274,364	3,250	14,125	(11,416)	5,307	(3,682)	165,614	91,331	4,773
緑区	176,192	416	3,380	(3,033)	883	(675)	53,720	24,266	875
全市	717,544	5,441	27,951	(23,417)	9,726	(7,005)	356,408	187,333	9,081

(注1) 予測結果は概数のため、集計値が一致しない場合がある。

(注2) 避難所避難者数の括弧内の数値は、避難者のうち、住家被害はないが断水により避難する人数である。

(注3) 「応急給水人口」は、断水域内で避難せずに留まる者で、断水域内の人口から避難者を差し引いた人口

第3節 風水害の危険性

1 風水害等の履歴

相模原市では、主として、5月～10月に大雨や強風により被害が発生している。これらの被害の原因は、「梅雨前線や秋雨前線と低気圧に伴う大雨」や「台風」によるものがほとんどである。最近では、雷雲による短時間の集中豪雨によって浸水被害が発生している。

相模原市における水害は、台風や梅雨前線の活動など1日以上にわたる大量の降雨によってもたらされるものと、雷雲等の短時間の集中豪雨によってもたらされるものがある。

過去の風水害等による主な被害等は以下のとおりである。

なお、詳細な記録は資料編25-2「相模原市の災害記録」に掲載している。

発生年月日	理由	死傷者	住家等被害等
1982年（昭和57年） 8月1日	台風第10号	死者5名 負傷者7名	床上・床下浸水 69棟（藤野地域） 崖崩れ 66か所（津久井地域）
1986年（昭和61年） 3月23日	大雪	なし	断水 8万戸 停電 6万5千戸
1990年（平成2年） 8月8日	集中豪雨	なし	床上・床下浸水 76棟
1991年（平成3年） 9月19日	台風第18号	斜面崩壊による 負傷者発生	床上・床下浸水 265棟 （非住家 20軒）
2008年（平成20年） 8月28日～29日	大雨	なし	市内全域で床上・床下浸水 144棟
2014年（平成26年） 2月14日～17日	大雪	負傷者 104名	停電 5千軒以上
2016年（平成28年） 8月22日	大雨	死者1名	床上・床下浸水 8棟、崖崩れ 4件 停電 400軒
2019年（令和元年） 10月11日～13日	令和元年 東日本台風 （台風第19号）	死者8名 負傷者3名	床上・床下浸水 356棟、 崖崩れ 216か所（藤野地域・相模湖地 域・津久井地域・城山地域） 停電 3,959軒、断水 3,722戸

《令和3年4月現在》

2 土砂災害の危険性

（1）土砂災害の発生地域

土砂災害は、相模原台地では、座間丘陵の西側斜面や段丘崖で発生しており、特に、大島、田名、当麻等の低地と下段・中段との境界に当たる段丘崖で発生していることが多い。

相模原市西部では、急傾斜の斜面に敷設された道路ののり面での崩壊や落石、山地斜面の崩壊等が発生している。

（2）土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、県は、急傾斜地の崩壊、土石流及び地滑りの危険がある区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定している。

本市における指定の状況は以下のとおりである。

	土砂災害警戒区域（箇所）	土砂災害特別警戒区域（箇所）
急傾斜地の崩壊	689	668
土石流	487	363
地滑り	1	0

《令和6年10月28日現在》

3 水害の危険性

(1) 浸水被害の発生地域

相模川沿いの低地は、数千年にわたって相模川が氾濫することにより形成された土地である。明治期以降の堤防やダム建設等の治水対策が進んだため、河川からの氾濫（外水氾濫）の危険性は低下しているが、平成20年8月28日～29日の豪雨の際には、緑区城山地区で集中的な豪雨があり、境川が氾濫して多くの浸水被害が発生している。

一方、台地や低地では、都市的な土地利用によって土地の保水能力が低下し、排水機能の飽和による内水の浸水被害が局所的に発生している。

(2) 河川の氾濫による浸水想定区域

平成27年5月の水防法の改正により、河川の氾濫に係る浸水想定区域については、「河川整備の目標とする降雨」（計画規模降雨）から「想定し得る最大規模の降雨」（想定最大規模降雨）に係る区域に拡充し公表することとされた。この法改正により、神奈川県は、洪水浸水想定区域図の見直しを行い、相模原市においては、対象河川全ての見直しが完了され、洪水予報河川及び水位周知河川の7河川について、おおむね1,000年に1回程度発生する「想定し得る最大規模の降雨」を対象とした浸水想定区域が公表されている。

それぞれの最大浸水深は、相模川は約10m、境川・小松川は約5m、鳩川・道保川は約6m、串川は5m、道志川は約4mの浸水が想定されている。

<指定状況と対象降雨>

河川名	指定	対象降雨	雨量
相模川	平成２９年３月３１日	(計画規模降雨) １５０年に１回程度	４６０mm／２日
		(最大規模降雨) １，０００年に１回程度	５６７mm／２日
境川 小松川	《境川》 平成３０年１月２６日	(計画規模降雨) １００年に１回程度	３０２mm／２４h
	《小松川》 令和３年５月１４日	(最大規模降雨) １，０００年に１回程度	６３２mm／２４h
道保川 鳩川上流 (千歳橋～ 鳩川分水路)	平成３０年１２月２１日	(計画規模降雨) ３０年に１回程度	７４mm／h
		(最大規模降雨) １，０００年に１回程度	３３３mm／２４h
鳩川下流 (鳩川分水路よ り下流)		(計画規模降雨) ３０年に１回程度	７４mm／h
		(最大規模降雨) １，０００年に１回程度	３２６mm／２４h
串川	令和元年８月３０日	(計画規模降雨) ３０年に１回程度	７４mm／h
		(最大規模降雨) １，０００年に１回程度	２６９mm／２４h
道志川	令和３年５月１４日	(計画規模降雨) ３０年に１回程度	７４mm／h
		(最大規模降雨) １，０００年に１回程度	４３２mm／２４h

＜浸水深とその地点＞

河川の種類	水系	河川名	最大浸水深	想定箇所
洪水予報河川	相模川水系	相模川	9.9 m	緑区大島地先（32.4キロ付近）
水位周知河川	相模川水系	鳩川	5.8 m	南区下溝地先 （新一之沢橋上流左岸） ^{（※1）}
		道保川		
		串川	5.0 m	緑区根小屋地先 （串川取水堰下流左岸）
		道志川	4.1 m	緑区青根地先（道志ダム下流左岸）
	境川水系	境川	5.1 m	南区古淵4丁目地先 ^{（※2）}
		小松川		

（※1）最大浸水深の想定箇所は鳩川流域となる。

（※2）最大浸水深の想定箇所は境川流域となる。

なお、近年国内では1時間に100mmを超えるような豪雨が頻発しているが、市内の地域気象観測所（アメダス）のこれまでの降水量の統計による極値と確率計算による降水量を見ると、相模原中央では100年に一回程度の降雨、相模湖では30年以上に一回程度の雨が実際に観測されている。このような豪雨が広域に発生した場合には、浸水想定のようなこれまでに経験のない豪雨災害が発生するおそれがある。

＜地域気象観測所における降水量の極値と確率計算による降水量＞

地域気象観測所 （アメダス）	1時間降水量（極値）	確率降水量（発生確率）
相模原中央	94.5mm （平成23年8月26日）	91.8mm （100年）
相模湖	68.5mm （令和元年10月12日）	52.4mm （30年）

（注）1時間降水量（極値）は、令和5年9月末時点での観測値である。また、確率降水量は、平成26年5月相模原市防災アセスメント調査時点での確率計算値である。

（3）内水氾濫による水害

一般に水害は台地部よりも低地部で危険性が高いが、中央区と南区は市域の大半が台地であり、しかも広範囲に広がっているため、平坦に見える台地上においても、僅かな凹地があるとそこに雨水が集中し、浸水被害が発生することがある。このような現象は、市街化が進み、地表面がアスファルトやコンクリートによって被覆され、雨水が地中に浸透せずに低い場所へ急速に集まるようになっており、短時間でも集中的な豪雨があると局所的に浸水被害が発生する。

台地上の凹地では大雨の度に浸水被害が発生する箇所がある。浸水区域は1棟～数棟の狭い範囲であるが、繰り返し同じ箇所が発生しているほか、鳩川、八瀬川等の河川沿いや当麻等の低地でも発生している。その他、山間の津久井地区でも、台風時の大雨で浸水が発生しているが発生件数は少ない。

第4節 火山災害の危険性

1 本市への影響が想定される火山

本市の周辺には、富士山や箱根山等の活火山があり、このうち、本市は富士山について、富士山火山防災対策協議会により富士山ハザードマップが改定（令和3年3月）されたことに伴い、令和3年5月31日に、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第3条に基づく火山災害警戒地域に指定された。

富士山の噴火により、本市に影響を及ぼすことが想定される主な火山現象は、溶岩流と降灰である。

また、箱根山については、本市への影響は想定されていないが、噴火の規模や風向によっては、市域への降灰の可能性が考えられる。

2 富士山及び箱根山の概要

（1）富士山の概要

本市の西南西約60kmの山梨・静岡県境にある。1707年（宝永4年）に発生した宝永噴火以降、分かっている噴火活動はない。宝永噴火は、富士山の噴火史の中でも最大級の噴火であり、大量の降灰を関東平野一面にもたらした。この噴火で相模原市域にも数cmの厚さで灰が降り積もったと推定されている。

（2）箱根山の概要

本市の南西約45kmの箱根町にある複数のカルデラを持つ活火山である。噴火の歴史記録はないが、約3,000年前、約2,000年前、12～13世紀の短い期間に3回の、計5回の水蒸気爆発の発生が認識されている。

平成27年には、観測史上初めての噴火が起き、噴火警戒レベル3（入山規制）が発表された。

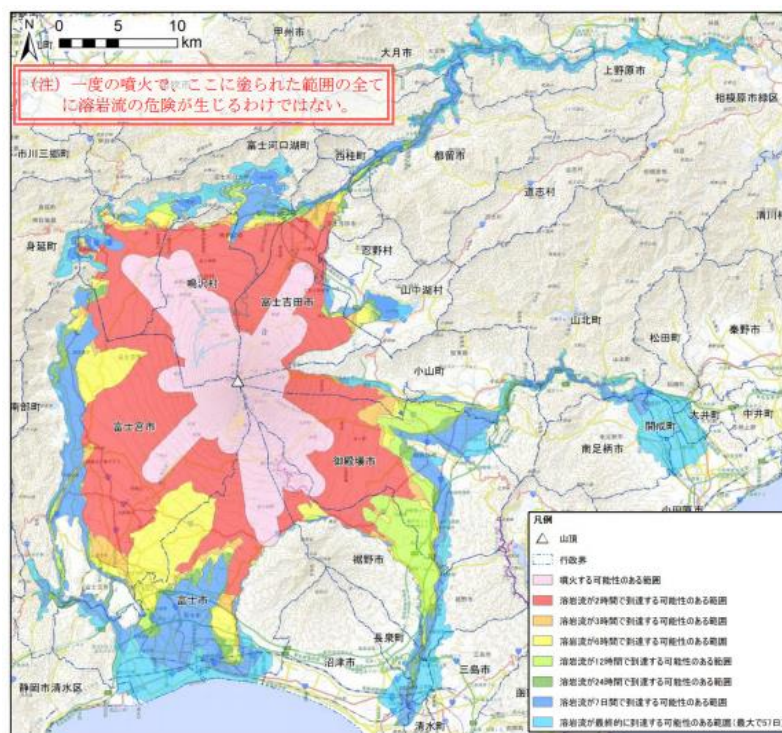
3 富士山の火山現象による被害想定

（1）溶岩流

溶岩流は、火口から噴出した溶岩が低地へ流下する現象である。流下速度は、比較的遅く、歩行による避難が可能な場合もある。

本市においては、富士山ハザードマップにより、溶岩流が緑区の一部に到達する可能性が示された。

＜溶岩流可能性マップ（富士山ハザードマップ）＞



(2) 降灰

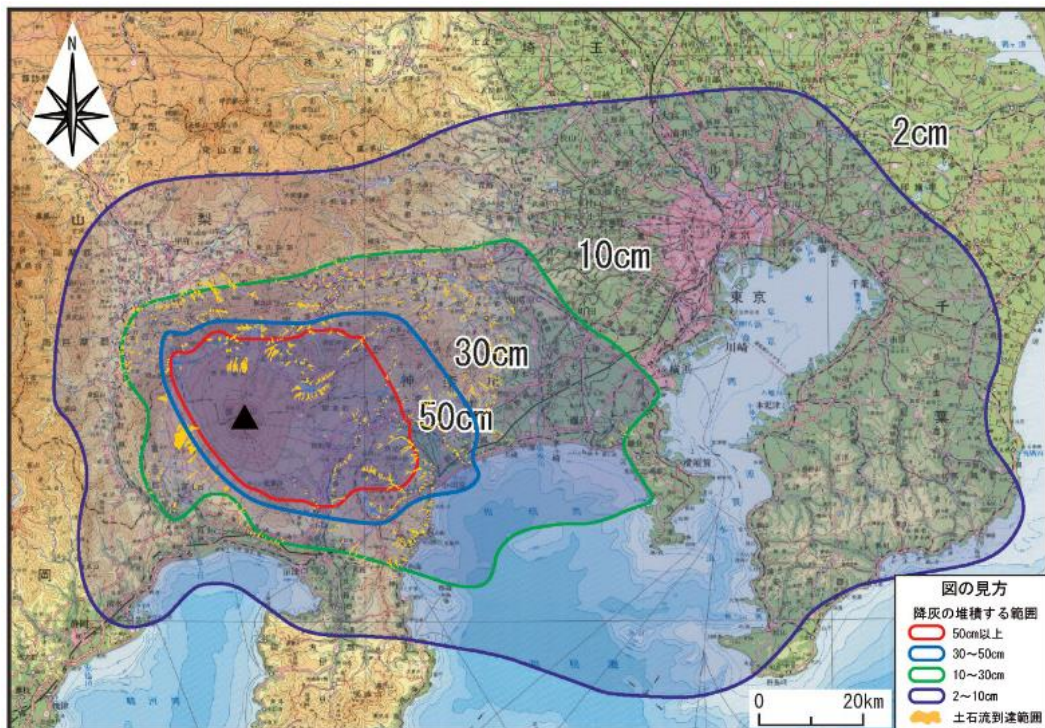
降灰は、噴火によって火口から空中に噴出された火山灰（直径2mm未満）が地表に降下する現象であり、風によって火口から離れた広い範囲にまで拡散する。

本市においては、富士山ハザードマップにより、約2cmから30cmの堆積が想定されている。

降灰により予想される主な影響は次のとおりである。

- ア 呼吸器系の障害を訴える人が増える。
- イ 交通輸送力が落ちる。
- ウ 農作物収穫量に影響が出る。
- エ 山林や立木等が枯れる。
- オ 山間部は除灰できないことから、土石流が発生する。
- カ 家庭の雨どい等が詰まる。
- キ 車のフロントガラス等が傷つく。
- ク 屋内に大量に入り込むと空調機や電算機に障害が出ることもある。
- ケ 鉄道等の公共交通機関の運行に支障が出る。
- コ 降雨時には、30cm以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するおそれがある。

＜降灰可能性マップ（富士山ハザードマップ）＞



(3) 降灰後の土石流

土石流は、斜面や溪流の土砂が水と一体となって流下する現象であり、降灰の堆積厚が10cm以上となる土砂災害警戒区域（土石流）においては、降灰後の降雨による土石流が発生する可能性が高くなることが想定されている。本市は、土砂災害警戒区域（土石流）のほぼ全域にわたり、10cm前後の降灰の堆積厚が想定されている。

(4) その他の主な火山現象

上記のほか、主な火山現象として次の現象が想定されているが、本市への影響は想定されていない。

- ア 火砕流
- イ 大きな噴石
- ウ 融雪型火山泥流